

全国国税局情報システム課長会議 議事日程

保存期間：5年
(令和11事務年度末)
令和6年10月28日
参考事官

令和6年10月28日（月）

No.	時間		議題	区分	具体的内容
	9:55～10:00		5 事務連絡	—	
	10:00～10:10		10 審議官訓示	—	
	10:10～10:20		10 参事官挨拶	—	
1	10:20～10:30		10 ICT支援ルームとRPAに関する検討状況について	説明	ICT支援ルームとRPAに関する検討状況について説明する。
2	10:30～10:45		GSS導入に関する検討状況について	説明	GSSの導入に向けた検討状況と依頼事項を説明する。
3	10:45～11:45		KSK2の円滑な導入	説明 (意見交換)	KSK2の円滑な導入に向けた取組状況について、説明する。 ○KSK2の各機能説明 ○先行導入機能の活用状況 ○KSK2導入に向けた課題 <ul style="list-style-type: none"> ・活用系システム作成帳票の整理 ・KSK2導入に係る不測の事態への対応 ・KSK2に関する周知について ・KSK2切替後の問合せ対応
	11:45～13:10		85 (休憩)	—	
4	13:10～13:20		監察官室からの連絡事項	説明	綱紀の厳正な保持について
5	13:20～13:25		監督評価事務	説明	1 監督事務等 <ul style="list-style-type: none"> (1)全庁的監督 (2)局別監督 (3)行政文書等の事務監察 2 実績評価事務

全国国税局情報システム課長会議 議事日程

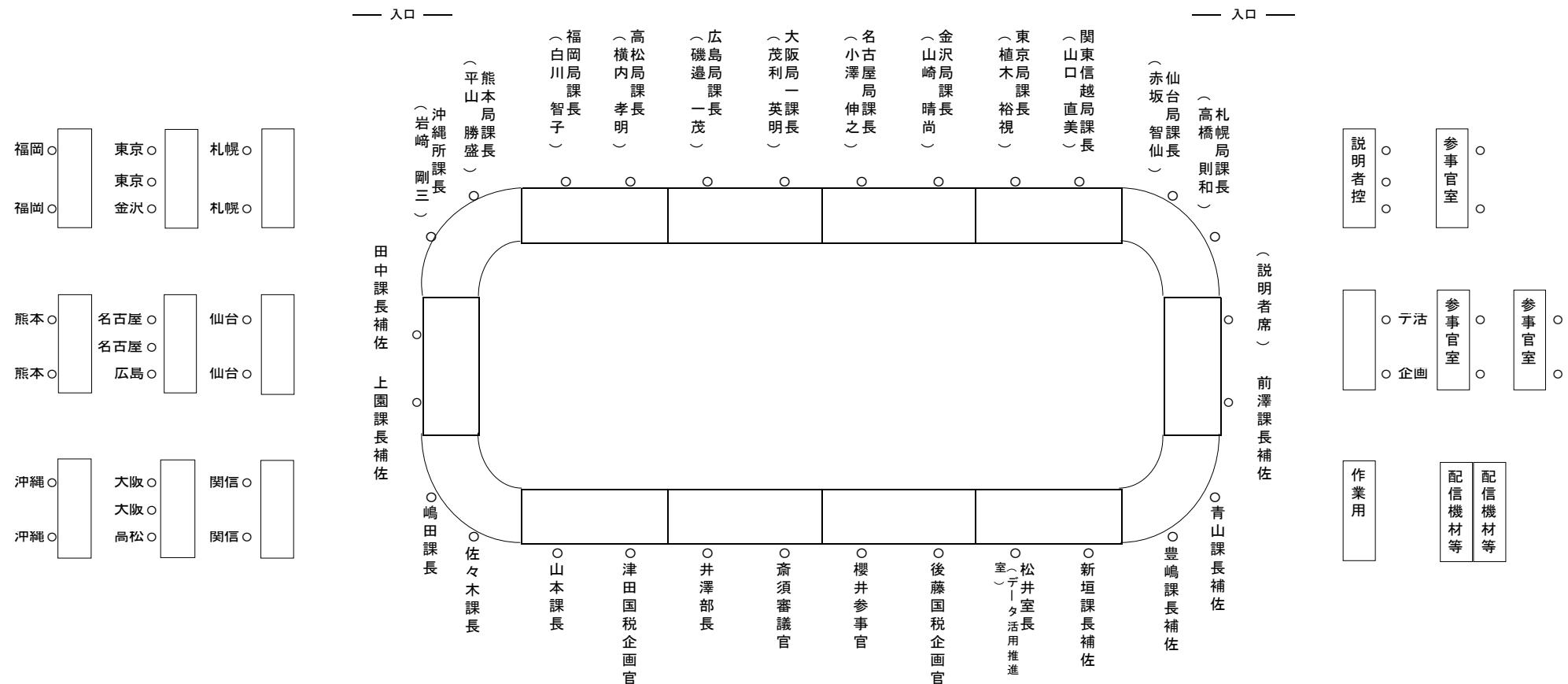
保 存 期 間 : 5 年
 (令和 11 事務年度末)
 令和 6 年 10 月 28 日
 参 事 官

令和 6 年 10 月 28 日 (月)

No.	時間		議題	区分	具体的内容
6	13:25~14:25	60	局情報システム課の将来像	意見交換	局情報システム課の今後の役割について、KSK2・GSSの導入やデータ活用の推進状況を踏まえた庁の検討状況を説明し、意見交換を行う。
7	14:25~15:25	60	業務改革 (BPR)	意見交換	業務改革 (BPR) の一環として推進する、「既存事務の見直し」や「各種規程の再整理」の検討状況を説明する。 局情報システム課における業務改革 (BPR) の検討状況について意見交換を行う。
	15:25~15:40	15	(休憩)	—	
8	15:40~16:00	20	庁局間の事務の移管	説明	庁参事官から局情報システム課へ移管する事務の検討状況を説明する。
9	16:00~16:10	10	システム障害時の対応	説明	システム障害時の対応について、検討状況を説明する。
10	16:10~16:15	5	庁からの連絡事項	説明	
	16:15~17:00	45	質疑応答	—	全体を通しての質疑応答
	内部事務のセンター化		資料配付	内部事務のセンター化について、令和 5 事務年度の取組状況及び今後の方向性について説明する。	

全国国税局情報システム課長会議配席図

令和6年10月28日(月)
於：第一会議室



別紙2

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

全国国税局情報システム課長会議資料

開示・不開示・部分開示	
報 不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
開 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

資料	1
令和6.10.28 特命企画担当	

I C T 支援ルームとR P Aに関する検討状況について

1 I C T 支援ルームについて

I C T 支援ルームについては、令和6事務年度から全局(所)に支援対象を拡大しているところ、引き続き、利用の周知に取り組む必要がある。

また、今後、リモート端末の増設や支援内容の改善について、利用状況も踏まえ、検討を行っていく。

2 R P Aについて

現在、R P Aを生成する製品については、U i P a t hを利用しており、令和9年3月まで契約締結していることから、G S S 移行後やK S K 2運用開始後においても継続利用できるよう検討・調整を進めている。

G S S 移行後は、R P A機能を有した別ソフトウェアが標準搭載される予定であるが、令和9年4月以降のR P A製品については、開発・運用の利便性や費用対効果を検討した上で、選定を行っていく。

また、稼働中のR P Aは、基幹システム(K S K 、e-T a x等)と連携するものが多いため、K S K 2運用開始までは、現事務用端末でU i P a t hを利用することとしている。

別紙2

保存期間：5年
(令和11事務年度末)

全国国税局情報システム課長会議資料

開示・不開示・部分開示	
不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

資料	2
令和6.10.28	G S S 担当

G S S導入に関する検討状況について

G S S導入に向けては、現在各拠点の回線敷設の準備・実施を行っているところ、来事務年度中には全局署でG S S導入が完了する予定である。今後、回線敷設に加えて、データ移行に関する作業も順次開始されていくことになるため、作業の詳細を共有し、庁局一体となりG S Sの円滑な導入を実施していく。

移行に関する作業の本格化に伴い、国税庁からの依頼事項も引き続き発生する見込みであるため、各局（所）におかれではご協力願いたい。

なお、G S Sについての情報については、前広に情報共有を図っていく。

全国国税局情報システム課長会議資料

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

資料 3

〔令和6.10.28
参事官次世代担当〕

KSK2の円滑な導入

1 KSK2の開発状況

KSK2の開発は、現在、プログラムの作成やメーカーによるテストを進めている段階であり、スケジュールどおり進捗している。令和7年3月には、機器も設置し、その後は、プログラム、ハードウェア、ネットワーク、利用者端末などを組み合わせ、本番とほぼ同じ環境で動作を確認する「総合運用テスト」工程に入っていく。

2 KSK2導入に向けた取組

KSK2は、国税の賦課・徴収の基盤となる「基幹システム」であり、導入の成否によっては、職員の職務遂行のみならず、納税者の申告・納税義務の履行に多大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、KSK2の円滑な導入に向けて、開発作業のみならず、「データ移行」・「外部接続先との連携」といった、全庁的な課題については、全庁的な理解の下、各課の役割分担をしっかりと定め、検討を進めていく必要がある。

なお、事務処理手順の確認を目的として、令和7年10月から令和8年3月の間、4拠点の業務センター（東京局大手町分室、大阪局大手前分室、金沢局業務センター、福岡局春日分室）において「テスト運用」を実施する予定である。さらに、職員の習熟度の向上を目的として、令和8年4月以降順次、全職員（非常勤職員を含む）を対象とした「研修」を実施する予定である。

全国国税局情報システム課長会議資料

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

資料	4
----	---

〔 令 和 6 . 10 . 28
長官官房監察官室 〕

監察官室からの連絡事項

人事院が発表した令和5年における懲戒処分の状況によると、公務員全体の懲戒処分は240人と前年の234人から6人増加しており、国税庁における懲戒処分は46人で、前年同期の32人から14人の増加となっている。

また、令和5事務年度においては、兼業禁止違反や職務専念義務違反のほか、賭博行為や虚偽の医療費控除を計上した不適正申告事案等、国家公務員としてあるまじき非行事件が発生し、マスコミにも大きく報道されるなど、国税組織の信頼は著しく低下しかねない状況にある。

これら非行事案の発生要因を見ると、根本的には職員自身の非行に対する認識の甘さ、身勝手な行動等によるものがほとんどであることから、幹部職員が職員の抱える問題、兆候等をいち早く把握してその改善、解消を図るとともに、職員に対して税務職員としての立場と職責の重要性、非行を起こしたことにより受ける処分の内容や職員のみならず国税組織が受ける深刻な影響について、十分に認識させることが未然防止に繋がるものと考えられる。

このため、幹部職員は部下職員の模範となるべく自らの身を律し、より一層、事務管理の徹底を図るとともに、職員の身上を的確に把握して適切な指導・助言を行い、非行の未然防止、再発防止に努めることが肝要である。

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

資料	5
令和6.10.28 監督評価官室	

監督評価事務

1 監督事務

(1) 全庁的監督

全庁的監督は、長官の命により、国税庁組織全体の事務運営から特定事項をテーマとして設定し、全国統一的に実施する監督事務である。

国税庁においては、リモートワーク環境を積極的に活用し、働き方改革に取り組むこととしているほか、今後、GSSへの移行によって、リモートワーク環境の更なる進展が見込まれることから、その適正かつ効果的な運用に資するため、「リモートワークの現状と課題～リモートワーク環境の更なる進展を見据えて～」を令和6事務年度の全庁的監督テーマとして事務監察を実施する。

(2) 局別監督

局別監督は、局長の要請により、局署の事務運営等のうち特定事項をテーマとして設定し、各局で実施する監督事務である。

なお、令和6事務年度における各局のテーマは、次のとおりである。

派遣室	テーマ名	派遣室	テーマ名
札幌	職場におけるカスタマーハラスメントの現状と組織的課題	大阪	局署間の情報共有等の現状と課題
仙台	署総務事務の現状と課題 ～センター化全署実施を見据えて～	広島	小規模署の事務運営の現状と課題
関東信越	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～	高松	事務系統横断的な取組の現状と今後の方向性
東京	内部事務のセンター化対象署の運営の現状と課題	福岡	納税者等からのクレーム対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメント等対策～
金沢	小規模署の現状と今後の在り方 ～エリア運営を中心として～	熊本	署総務課事務の現状と今後の在り方 ～内部事務センター化に向けて～
名古屋	苦情等対応の現状と課題 ～カスタマーハラスメントへの対応等を中心として～	沖縄	職場環境の現状と今後の在り方 ～多様性尊重に向けて～

(3) 行政文書等の事務監察

行政文書等の事務監察は、国税庁の保有する行政文書等の管理及び取扱いの更なる徹底を図るため、①訓令等に従った管理・取扱いが適切に行われているか、②把握した手続誤りや発生した緊急対応事案等への対応策が適切に講じられているかといった観点から、書面監察及び実地監察を実施している。

また、事務監察の実施に当たっては、文書管理システムに関する項目など、行政文書の適正な電子的管理に向けた取組も行っている。

これらの事務監察結果は、総括文書管理者（国税庁次長）へ報告することとしている。

2 実績評価事務

(1) 令和5事務年度の評価結果

令和5事務年度の評価結果については、以下に記載した評語のとおりであり、これらの評価結果をその後の事務運営に的確に反映し、P D C Aサイクルを通じて、効率的で質の高い税務行政を実施していくこととしている。

<令和5事務年度における主な測定指標の達成度（情報システム課関係）>

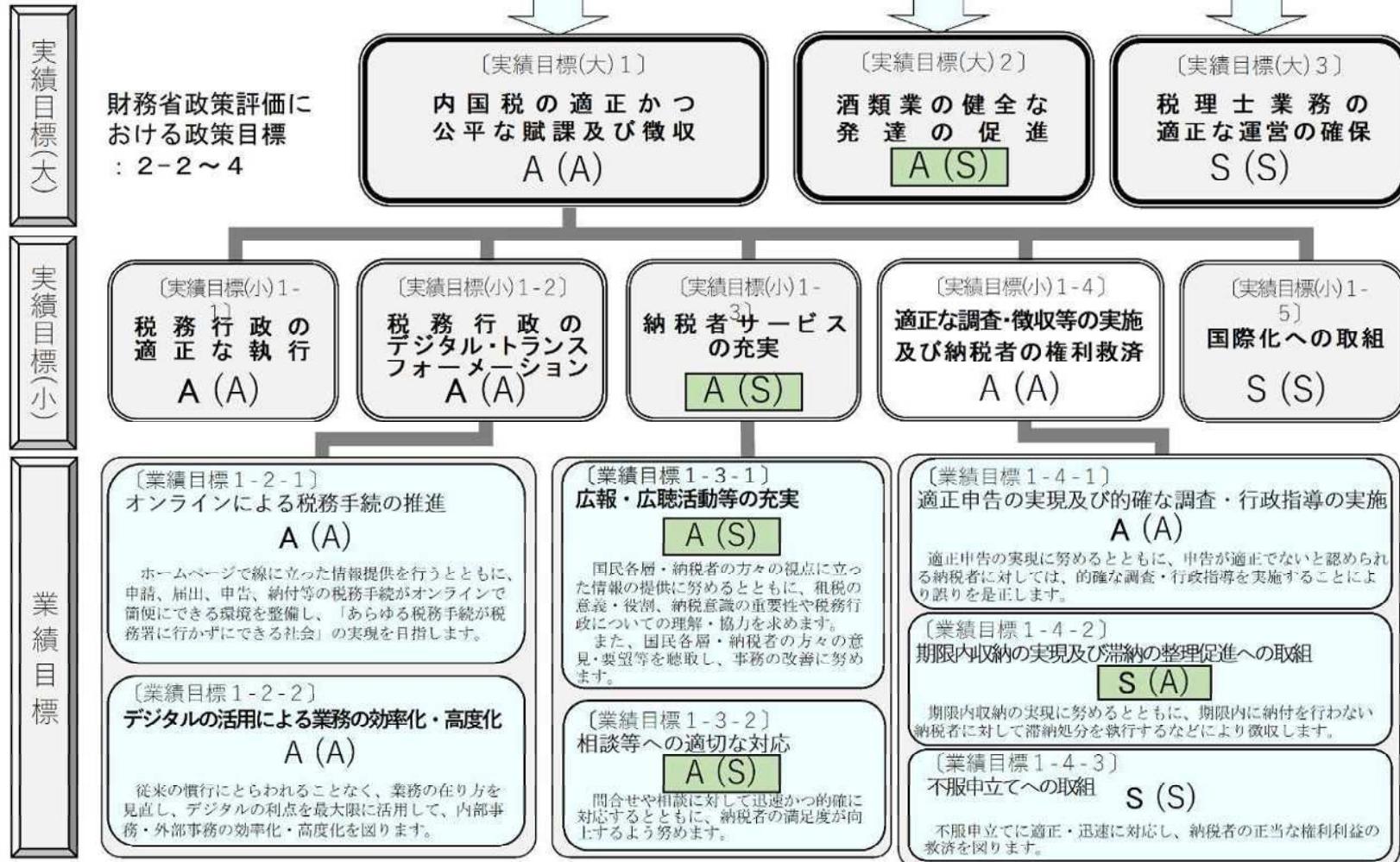
測定指標名	目標値	実績値	達成度
・e-Tax の利用状況（所得税の申告手続）	71%	69.3%	×
・e-Tax の利用状況（法人税の申告手続）	92%	91.7%	△ ^(注)
・e-Tax の利用状況（消費税（個人）の申告手続）	75%	73.5%	×
・e-Tax の利用状況（消費税（法人）の申告手続）	92%	95.2%	○
・e-Tax の利用状況（相続税の申告手続）	40%	37.1%	×
・e-Tax の利用状況（納税証明書の交付請求手続）	20%	33.0%	○
・e-Tax の利用満足度	80%	56.1%	×
・国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からのe-Tax 申告状況	53%	51.7%	×
・国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度	90%	87.2%	×
・マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	(定性目標)	—	○
・一般相談に占めるデジタル相談の割合	85%	91.4%	○
・利用者目線に立った情報提供に向けた取組	(定性目標)	—	○
・キャッシュレス納付の利用状況	37%	39.0%	○
・申請・届出等の合理化・簡素化の状況	(定性目標)	—	○
・内部事務センターの状況	(定性目標)	—	○
・オンライン照会可能な金融機関数	100 機関	211 機関	○
・照会等のオンライン化の状況	(定性目標)	—	○
・データ活用による調査・徴収の効率化・高度化	(定性目標)	—	○
・モバイル端末の活用の推進	(定性目標)	—	○

(注)「達成度」欄の「△」は、目標値と実績値の差が1%以下の場合を示す。

【別紙1】

令和5事務年度の評価結果

国税庁の使命 「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」



※ 各目標の符号は令和5事務年度の評定。()は令和4事務年度の評定。

■は令和4事務年度と異なる評定となったもの。評定は、S+、S、A、B、Cの5段階。

(2) 令和6事務年度の取組（実施計画）

令和6事務年度の「実施計画」については、令和5事務年度の実績目標（別紙）を維持しつつ、令和5年6月に策定した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」の新たな柱である「事業者のデジタル化促進」を業績目標として新設するとともに、これまでの取組結果や今後の取組方針等の観点から、所要の見直しを行った。

実績目標（小）1－2「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」の下に、業績目標1－2－1「オンラインによる税務手続の推進」、業績目標1－2－2「デジタルの活用による業務の効率化・高度化」及び業績目標1－2－3「事業者のデジタル化促進」を設定し、これらに関する施策として、各税目の「e-Taxの利用状況」など13の定量的な測定指標と、「マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組」など9つの定性的な測定指標を設定している。

国税庁の任務である「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」の実現を図るため、これらの目標を認識して事務に取り組む必要がある。

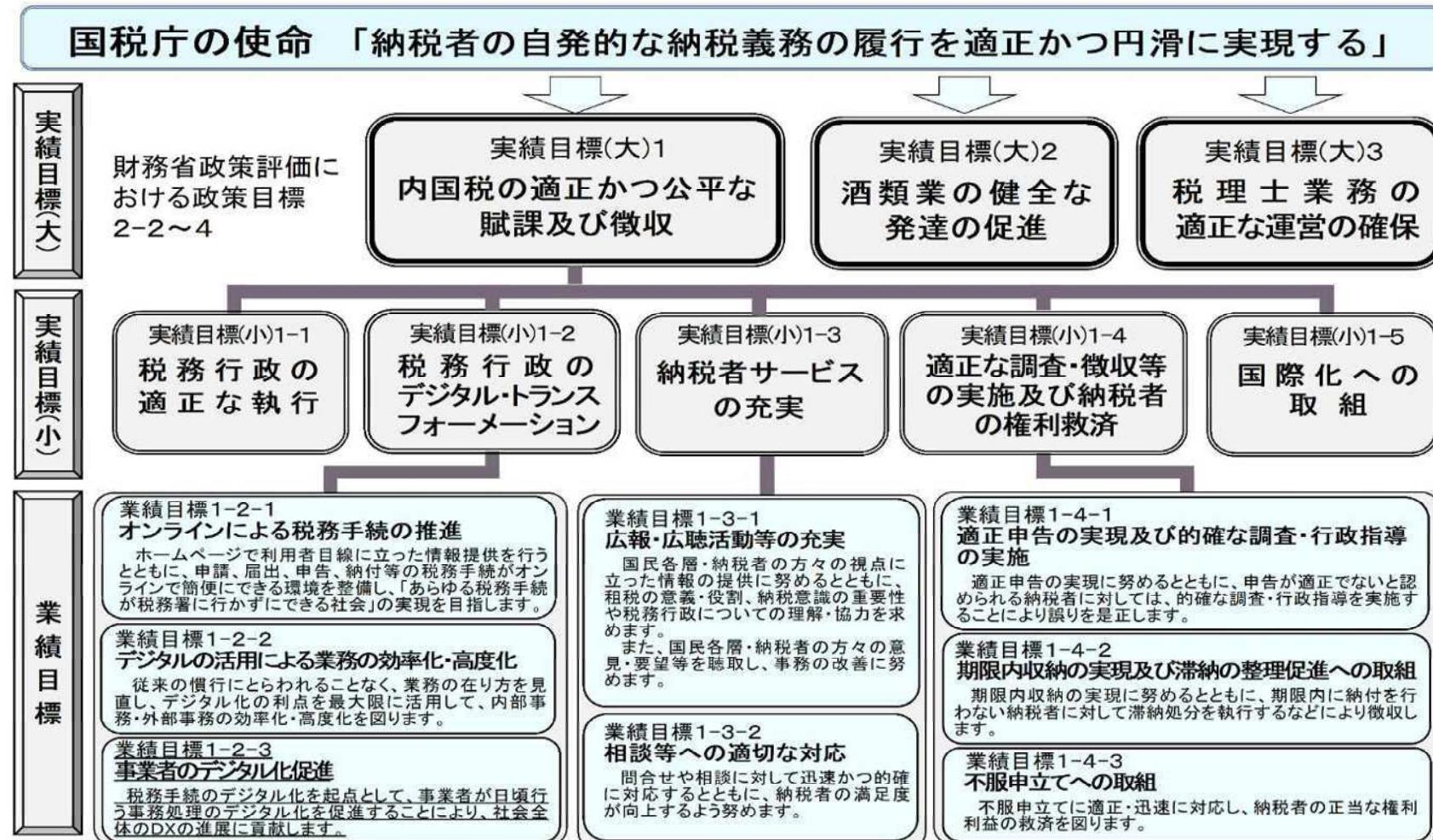
＜令和6事務年度における測定指標（情報システム課関係）＞

施策 業1-2-1-1 オンライン申告等の推進	
定量的な測定指標	
	e-Tax の利用状況（所得税の申告手続）（目標値：75%）↑
	e-Tax の利用状況（法人税の申告手続）（目標値：93%）↑
	e-Tax の利用状況（法人税の添付書類を含めた申告手続）（目標値：76%）【新設】
	e-Tax の利用状況（消費税（個人）の申告手続）（目標値：76%）↑
	e-Tax の利用状況（消費税（法人）の申告手続）（目標値：93%）↑
	e-Tax の利用状況（相続税の申告手続）（目標値：48%）↑
	e-Tax の利用状況（納税証明書の交付請求手続）（目標値：38%）↑
	e-Tax の利用満足度（目標値：80%）
	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用した自宅等からの e-Tax 申告状況（目標値：57%）↑

	国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用満足度（目標値：90%）
施策 業1-2-1-2 マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組	
定性的な測定指標	マイナンバー制度の普及・定着に向けた取組
施策 業1-2-1-3 利用者目線に立った情報提供	
定量的な測定指標	一般相談に占めるデジタル相談の割合（目標値：85%）
定性的な測定指標	利用者目線に立った情報提供に向けた取組
施策 業1-2-1-4 キャッシュレス納付の推進	
定量的な測定指標	キャッシュレス納付の利用状況（目標値：39%）↑
施策 業1-2-1-5 申請・届出等の合理化・デジタル化	
定性的な測定指標	申請・届出等の合理化・簡素化の状況
施策 業1-2-2-1 内部事務のセンター化の推進	
定性的な測定指標	内部事務のセンター化の状況
施策 業1-2-2-2 照会等のオンライン化の推進	
定量的な測定指標	オンライン照会可能な金融機関数（目標値：250機関）↑
定性的な測定指標	照会等のオンライン化の状況
施策 業1-2-2-3 データ活用等による税務執行の効率化・高度化等	
定性的な測定指標	データ活用による調査・徴収の効率化・高度化
定性的な測定指標	モバイル端末の活用の推進
施策 業1-2-3-1 事業者のデジタル化関連施策の周知・広報【新設】	
定性的な測定指標	事業者のデジタル化関連施策の周知・広報【新設】
施策 業1-2-3-2 関係省庁などの関係機関との連携・協力【新設】	
定性的な測定指標	関係省庁などの関係機関との連携・協力【新設】

(注) 業績目標1-2-1 「オンラインによる税務手続の推進」、1-2-2 「デジタルの活用による業務の効率化・高度化」、1-2-3 「事業者のデジタル化促進」より抜粋

「国税庁の使命」と「実績目標等」の体系図(令和6事務年度)



(注)下線部は、前事務年度からの変更箇所(新設)

全国国税局情報システム課長会議資料

情開示・不開示・部分開示	
報 不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
開 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

資料	6
令和6.10.28 監理第二係	

局情報システム課の将来像について

局情報システム課では、GSS・KSK2の導入により、KSK還元データの管理事務や機器の保守・管理事務などが減少する一方、データ活用のニーズが高まるることを踏まえ、①データ活用、②システム開発・運用の分野に一層取り組んでいく必要がある。

こうした環境の整備・変化を踏まえ、将来的な局情報システム課の在り方について自由に議論する。

【意見交換事項】

将来的な局情報システム課の在り方について、どう考えるか。

全国国税局情報システム課長会議資料

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限	5年 (注)チェックシートは原義に添付

資料	7
監理第二係	令和6.10.28

業務改革（BPR）について

国税組織では、既存の制度や業務を前提にそのデジタル化を図るのではなく、業務の在り方そのものや職員の働き方を不斷に見直すことで、デジタルの利点を最大限生かした業務改革（BPR）に取り組んでいる。

参事官室では、その一環として、①既存事務の見直し、②各種規程の再整理に取り組んでいるところ、各局情報システム課のこれまでの取組み、今後の取組みについて議論し、取組みを推進していく。

【意見交換事項】

各局情報システム課における業務改革（BPR）には、どのようなものがあるか。

全国国税局情報システム課長会議資料

開示・不開示・部分開示	
報 不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
開 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

資料	8
令和6.10.28 監理第二係	

庁局間の事務の移管について

経済社会や技術環境が目まぐるしく変化する中、引き続き、質の高いシステムを運用していくため、庁参事官は、システムの企画・立案の事務に特化していくことが必要。

他方、現状、KSKやe-Taxが全国で活用するシステムであるため、例えば、KSKの運用支援業者の管理や活用形システムの運用など様々な事務を実施している。

そのため、庁局それぞれの役割を整理した上で、事務の分担（事務の移管）を進めていく。

全国国税局情報システム課長会議資料

開示・不開示・部分開示	
報 不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)	
公 1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係	
開 5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)	
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

資料	9
令和6.10.28 監理第二係	

システム障害時の対応について

システム障害は、その内容が納税者等に影響を及ぼすものである場合には、速やかな対応が求められる。

特に、確定申告期限間際に、e-Taxなどのシステムに重大な障害が発生した場合には、庁局署において迅速な対応が求められるため、国税庁ホームページでの広報など具体的な対応を検討しておくことが重要である。

全国国税局情報システム課長会議資料

開示・不開示・部分開示	
報	不開示理由(情報公開法第5条の該当号数)
公	1.個人関係 2.法人関係(イ・ロ) 3.国の安全等関係 4.公共の安全等関係
開	5.審議・検討・協議関係 6.事務・事業関係(本文・イ・ロ・ハ・ニ・ホ)
庁文書保存年限 5年	(注)チェックシートは原義に添付

資料	
----	--

〔 令和6.10.28
内部事務センター化PT 〕

内部事務のセンター化

1 内部事務のセンター化の取組

「内部事務のセンター化（以下「センター化」という。）」は、内部事務について、事務系統横断的な事務処理体制を整備し、署窓口から分離して専担化した組織（業務センター）で、事務と人を集約して処理することで、事務の正確性の確保とともに、事務の効率化を目指すものである。効率化により確保できた事務量については、実地調査や徴収のほか、行政指導やデータ分析など、環境変化に適切に対応するための事務量に充てることとしている。

令和8事務年度には、KSK2の導入が予定されており、各種事務処理が、全面的にシステムでのデータ処理に移行することとなるが、その基盤となる、申告書等の情報の「データ化」や、修正申告や納税地の異動などがあった場合の「データ更新」などは、業務センターがその主体となる。このように、センター化は、国税組織の事務運営をデジタル時代に相応しいものへと転換する上で基盤となる取組でもあり、着実に推進していく必要がある。

2 令和5事務年度の状況

(1) 業務センター等の機能

業務センター職員数が増加する中、緊急時対応や職員管理、専門的知識を必要とする事務の増加に対応していくため、業務センター等に審理機能や情報化機能等を設置するなどの対応を行った。

(2) 事務処理体制

業務センターの円滑な運営のため、事務の簡素化・標準化といったこれまでのBPRの取組に加え、事務系統の垣根を越えた既存事務の見直し、類似事務の統合などの取組を実施するとともに、KS2導入後の通常期及び確定申告期の事務処理体制について検討を進めた。

(3) 行政指導

業務センターが納税者のコンプライアンス向上の一翼を担う部署として機能していくため、行政指導事務の運営方法や実施体制について検討を進め、その充実を図った。

3 令和6事務年度の課題

(1) KS2を活用した事務運営・事務処理体制の検討

KS2の導入を見据え、KS2の機能を踏まえた事務処理体制や事務管理等について検討を進める。

(2) センターの安定的な運営とBPRの推進

事務の共同処理の更なる充実や、BPRの更なる推進を図るとともに、令和8事務年度の業務センターの円滑な全署実施に向けた準備を進める。

(3) 行政指導の充実

効果的・効率的な事務処理体制や事務処理手順の整備など、行政指導の更なる充実に向けて検討を進める。

(4) KS2の導入に向けた準備

KS2を円滑に導入するため、職員研修やテスト運用の準備を進める。